

平成 24 年度 使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び  
金属スクラップ有害特性分析手法等検討会  
第 4 回検討会 議事録

1. 日時：平成 24 年 11 月 15 日（木）14：00～16：00
2. 場所：航空会館 201 会議室
3. 参加委員：吉田委員（座長）、小澤委員、小島委員、寺園委員、鶴田委員  
オブザーバー：経済産業省 情報通信機器課  
リサイクル推進課  
環境指導室  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課  
財務省 関税局 業務課  
事務局：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室  
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室  
株式会社 エックス都市研究所
4. 配布資料：  
資料 1：出席者名簿  
資料 2-1：「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析  
手法等検討会」開催要項  
資料 2-2：「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析  
手法等検討会」委員名簿  
資料 3：使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準に関する意見募集の  
結果 及び使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析  
手法等検討会の開催について（お知らせ）  
参考資料：使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（案）  
資料 4-1：株式会社 浜屋 資料  
資料 4-2：株式会社 K&K 資料  
資料 4-3：小島委員 資料  
資料 5：今後の予定
5. 議事：
  - 1) 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準に関する意見募集の結果に

ついて（資料3）

2) 有識者、関係事業者等からのプレゼンテーション及び質疑（資料4）

- (1) 株式会社 浜屋
- (2) 株式会社 K&K
- (3) 小島委員

3) その他

## 【議 事 要 旨】

（吉田室長）

- ・ 本日は使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会にお集まりいただき有難う御座います。検討会委員に加え、(株)浜屋様、(株)K&K様においてはお忙しい中、お集まり頂き、誠に有難う御座います。
- ・ 先に実施した「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」に関するパブリックコメントの結果によると、海外では日本と電圧が異なることから現地で修理を行う必要があり、海外で修理することにより、輸出時に通電検査を行わなくてもよいといったコメントが多く寄せられた。このことを踏まえ、中古品の輸出先での取り扱い状況、関係事業者からのヒアリング等、最新の状況の更なる調査・検討を行うこととした。パブリックコメントの結果については後ほど説明するが、本日の検討会では関係事業者である(株)浜屋様及び(株)K&K様よりヒアリングを行い、日本から海外への中古電子・電気機器輸出業務の実態についてご説明頂き、質疑応答をさせていただきたい。(株)浜屋様については、すでに通知されているブラウン管テレビの中古品判断基準に基づいてトレーサビリティシステムを導入しているため、その点の説明もお願いしたい。さらに、本日の検討会では検討会の委員であるアジア経済研究所の小島先生より使用済み電気電子機器の輸出判断に関する国際的な動向についてお話いただく。環境省としては、本日の検討会でのヒアリングの結果等を含め、調査検討を行い、パブリックコメントを行った「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」の内容について検討を行いたい。本日の検討、宜しくお願いしたい。

### ○「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会」開催要項の説明

（吉田座長）

- ・ それでは、さっそく予定の議事を進めていきたい。本日は事業者からのヒアリングが中心であるが、その前に、資料2-1、2-2にもとづいて、本検討会の開催要項の説明をお願いしたい。

環境省より、資料 2-1、2-2 にもとづいて検討会の開催要項について説明が行われた。

<質疑応答>

特になし

## 1) 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準に関する意見募集の結果について (資料 3)

環境省より、資料 3 にもとづいて意見募集の結果について説明が行われた。

<質疑・討論>

(吉田座長)

- ・ 質疑応答を行うが、何かあるか。

(榊屋)

- ・ 元々リサイクルする価格で輸出しているのならばよいが、コンテナの運賃と中古製品としての税金を払い、中古品としての価格で輸出しているにも関わらず、資源取りをするのでは採算が合わないと思う。

(環境省)

- ・ 本当にリユースされているのであれば、バーゼル法やバーゼル条約の対象外となるため問題ないが、リユースと言っておいて、その一部がリサイクルされている恐れがあるのであれば、バーゼル条約の対象となりえるため、しっかり見ていきたい。

(吉田座長)

- ・ それでは、次の議題であるヒアリングに移りたい。先ほど紹介があったようにパブリックコメントの結果を踏まえて、関係事業者と有識者から最新の実態のご紹介をいただき、質疑を行いたい。

## 2) 有識者、関係事業者等からのプレゼンテーション及び質疑 (資料 4)

(榊屋より、資料 4-1 にもとづいて説明が行われた。)

<質疑応答>

(寺園委員)

- ・ ご発表有難う御座いました。発表のなかでも紹介があったが、国立環境研究所として引用されたものについて補足したい。今、紹介があったのは榊屋の協力を得て、2007～2008年に調査を行ったフィリピンの事例である。必ずしも日本からのリユース目的の中古家電の輸出すべてを代表しているわけではないため、その旨はご了承いただき

たい。そして我々のスタンスであるが、国際リユースについて、環境に必ず良い或いは必ず悪いといった評価はしていない。適切にリユースが行われれば構わないが、一方で問題がある面もあると承知しているため、実態に即して問題の所在を良く理解し、対応すべきであると考えており、先ほど（株浜屋の説明資料に用いられた国立環境研究所の引用部分）のような表現を使っている。さらに、これはあくまで5年前の状況であり、我々も最近、必ずしも十分な調査を実施できていないため、最近の調査が必要である。特にブラウン管テレビについては、5年前と現在の状況が変わっているのではないかと我々も短期間の現地滞在から感じるところがあり、現地で中古品市場や環境対策の調査が更に必要である。

- ・ フィリピンに関係する部分について、3、4点伺いたい。23枚目のスライドのなかで、中古品に限らず新品についても現地で家電の廃棄に伴い生じる問題として我々も指摘した事項であるが、民間のリサイクル状況ということで中ほどに、「フィリピンで発生する廃家電等は政府の許可を得た各地の民間のリサイクル業者で選別されリサイクルされている」との表現があるが、我々が数か所訪問した政府の許可を得た民間のリサイクル業者と、この写真の（小規模の）ところとはかなりかい離がある。先ほども発表のなかで小規模のところというご案内があったが、政府の許可を得た民間のリサイクル業者というのはどのような意味かをご説明いただきたい。我々が把握しているところではフィリピンの環境天然資源省（DENR）の認定しているTSD施設というものがあるが、それと異なるのであれば、誤解を与える表現となっているため、伺いたい。次に17枚目に戻るが、フィリピンの現地ですっかりした輸入業者、バイヤーを把握しているというご努力は貴重であり、評価したい。中ほどに、「輸入ライセンス（サンプル）」とあるが、フィリピンの輸入ライセンスというのは政府のどの機関が発行した、どういった内容のものであるか教えていただきたい。これは日本の環境省のホームページにも掲載されているが、フィリピンでも中古家電の輸入に関してはバーゼル条約に則った現地の事前通知の輸入手続きが必要であると承知しているが、御社でも取られているかお教えいただきたい。実は今年の1月にフィリピンのDENRの担当官に聞いた話では、日本からそのような手続きが行われたものはないと聞いている。DENRのものではないと思うが、ここにある輸入ライセンスというものが有効で現地政府のなかでも使えるのであれば、事前の通知に変えたり、いろいろと活用する方法があるのかもしれないため、情報とご見解をいただきたい。フィリピンについてもう1つ伺いたい。18枚目のスライドのなかで返送について記載されているが、実態としては大変なことを行っているとご努力は評価したい。不良品が出た場合の手続きについて、具体的には輸出の時に行われている事前相談と同様に、再輸入についても廃棄物処理法、バーゼル法に関連した事前相談を行われているか。

（株浜屋）

- ・ 現地の処理施設については、先月訪問したところは小規模の民間の処理施設であり、

日本の中間処理施設にあたる施設であった。廃液処理と分解処理の許可証を見せていただいた。DENRが発行した許可証であることは確かである。

- ・ 輸入ライセンスについて、バーゼル条約に関連した輸入手続きをしているかという質問であったが、中古品であるため、バーゼル条約に該当しないものとの認識しており、現地でもそのような手続きで輸入手続きを行っている。バーゼル条約に則った手続きは行っていない。
- ・ (17枚目のスライドにある) ライセンスは普通の輸出入のライセンスである。

(小澤委員)

- ・ 現地の輸入業者が輸入を認めるというものか、或いは日本が輸出を認めるというものか。

(榊浜屋)

- ・ 現地の輸入業者の輸入を認める許可証である。
- ・ 3点目の日本に戻ってくるものについては、環境省と相談しながら行っている。バーゼル法の手続きは行っていない。

(寺園委員)

- ・ 最初のDENRから出たもの(処理施設の許可証)という点については別途、確認をさせていただきたい。2点目については、バーゼル非該当ということは確かに解釈が難しいが、現状、日本の環境省はフィリピンでは中古製品であっても事前通知、或いはそれに準じた手続きが必要と認識しており、私もDENRの担当官から現地でそのような説明を受けている。ただ、実際にこのような手続きに基づかず輸出が行われているものがほとんど全部であるため、日本側でどのように考えるべきであるかというのは難しい問題である。最後の点については、環境省に連絡はしているが、事前相談はおこなっていないとの理解でよいか。

(榊浜屋)

- ・ そういうことではなく、バーゼル法に則った手続きを行わなくてもよいとご指摘されたため、そのように対応している。

(寺園委員)

- ・ バーゼル法に則った輸出入の手続きでなくても、バーゼル法非該当であるということを確認しているのか。

(榊浜屋)

- ・ その点は今のところ、していない。

(環境省)

- ・ 榊浜屋のトレーサビリティについては、現地で修理不能となり、日本に返す必要がある場合、新製品の場合の不良品の返送と同じ扱いとの理解である。新製品の場合、輸出先で発見された不良品については手続き無しで日本に返送する。それと同様に、輸出先で修理不能になったものについては返送していただく。バーゼル条約に則った

手続きではなく、トレーサビリティの一環として日本に返送している、という整理をしている。

(鶴田委員)

- ・ 2つお聞きしたい。1つは5枚目のスライドにある浜屋の買取基準に年式に関する記述があるが、具体的にどのように設定しているか。例えば、ブラウン管テレビで製造年が何年以前のもの引き取らない、などの設定はされているのか。もう1つは、18枚目のスライドで不良品の再輸入に関して、ここで言う不良品とは何をもって不良品としているのか、また再輸入するにあたっての費用負担について教えていただきたい。

(株浜屋)

- ・ 年式はカテゴリによりさまざまであるが、商品1つ1つにマニュアルを用意しており、商品によって全く異なるものである。テレビであれば1995年からだが、それ以前のものでも型式によっては買取を行っており、年式だけで判断しているわけではない。
- ・ 不良品に関しては、買い戻している。運賃と品物の代金、現地での輸入に伴う手数料を含めて買い戻している。

(吉田座長)

- ・ まだ質問があるかと思うが、予定より大分オーバーしている。通電の問題などは後で共通の議論になると思うため、(株浜屋のプレゼンテーションに関する質疑応答は以上としたい。それでは次の株K&Kの発表をお願いしたい。

(株K&Kより、資料4-2にもとづいて説明が行われた。)

<質疑応答>

(小澤委員)

- ・ 家電集荷のガイドラインについて、御社も自ら収集しているのか。また、一般の古物商との契約はあるか。

(株K&K)

- ・ 回収しており、契約している。

(小澤委員)

- ・ そうすると、受け入れ基準を説明し、それに基づき物を持ってきてもらっているのか。

(株K&K)

- ・ 当初、あいまいな条件でやっていたが、コンテナで輸出する際、九州では開扉検査を行うケースが多く、とても商売として成り立たないため、お客様にも徹底していただいている。電気屋などによる持ち込みの際は現場で通電検査を行い、通電できたもののみを買い取っている。当初、家電製品をメインとして事業を行っていたが、その割合をかなり落として、他の事業にシフトしている。

(小澤委員)

- ・ 例えば、物によっては国内リサイクル・リユースに回したり、国外輸出に回したり、

いろいろあると思うが、仕分け基準は何かあるか。

(株K&K)

- ・ 仕分け基準について、国内でリユースできるものというのは、単純にリサイクルショップで売れる、高年式のものであったり、人気のあるモデルなどであり、動作確認を行った上で、国内で回せるものは回している。それ以外のものに関しては、海外のお客様のニーズがあるものについてはリユースに回し、それにも当てはまらないものについては、弊社で処理またはリサイクルを行っている。

(小澤委員)

- ・ 例えばテレビなどリユースに回るもので比較的新しいものと古いものでは引き取り値段が異なってくると思う。海外へ輸出する際に価格の影響はあるか。

(株K&K)

- ・ 海外のお客様からは幅の広いオーダーをいただく。弊社では家電リサイクル法で処理するものを保管しているところがあるが、そのなかからでも家電が欲しいからコンテナに入れてくれと言われるくらいである。しかしながら、弊社では中古衣類の扱いでは行政自治体との取引もあることや、コンプライアンス遵守の観点から、いくら顧客からの要望があっても、家電リサイクル法の対応の商品や中古品判断基準に抵触するような物品の販売は全てお断りしている。また、輸出対象の物品は、金額的には年新的古いものと新しいものは、さほど、大きく変わらない。

(吉田座長)

- ・ 他の方、何か質問はないか。それでは、(株K&K)のプレゼンテーションに関する質疑応答を終わりたい。次に小島委員から発表をお願いしたい。

(小島委員より、資料4-3にもとづいて説明が行われた。)

<質疑応答>

(鶴田委員)

- ・ バーゼル条約をめぐる動向で機能性の検査があり、スライドには単なる通電検査以上のものが求められるとあるが、動作確認で通電検査以外にどのようなものが具体的に挙げられているのか。

(小島委員)

- ・ そこまで詳しくリストアップされていない。携帯電話であれば、どこまで何を詳しく検査するということまでは書かれていない。ファンクショナリティをどこまでの範囲で評価するかは定義にもよるが、細かく書かれていない。

(吉田座長)

- ・ 他の方はいかがか。ファンクショナリティの話で、例えばパソコンであれば電気が通じる以上の機能がチェックされる。その辺りのことは何か出ているのか。

(小島委員)

- ・ コンピュータの議論のなかで、そこまでは覚えていない。

(吉田座長)

- ・ 他にご質問はないか。業界の方からはどうか。

(榊浜屋)

- ・ どのようにリユースできないものを減らしているかということについて、これは我々にとっても重要なところであり、相手の輸入業者もそうであるが、それを徹底していかなければ生き残れない。ここに（買取）マニュアルがあるが、例えばすぐ壊れてしまうような安物は入っていない。このような追及を行っていかなければならない。

(吉田座長)

- ・ 他はよろしいか。

(環境省)

- ・ せっかく業者の方もお集まりなので1点教えて頂きたいが、発表の最後のところで、このような日本の実態を国際的な場で情報発信する必要があるのではないか、というご意見があったが、こういった場に業者の方から出せる資料、データ等はあるのか。

(榊浜屋)

- ・ データとは例えば、どのようなものか。

(吉田座長)

- ・ 例えば、そこに掲載されているようなリユースとリサイクルのデータなどである。結局、榊浜屋が行っている検査の基準と国際的に議論しているファンクショナリティがどこまで同じでどこからが違うか、そういう点が1つ問題になる。お話では一生懸命行っていらっしゃるが、例えば、通電検査の問題では榊K&Kと立場が異なっている。

(榊K&K)

- ・ 非常に難しい問題であるが、生まれる雇用については的確にデータが取ることができると思う。中古家電製品に携わっている方はフィリピンでも非常に多い。ただ、小島先生の指摘された課題は我々事業者も感じており、現地の業者がどこまで基準を設けているかにかかってくる。日本の業者として、国際的に日本としての考えを発表していくのが非常に難しいところである。実際に見たことがあるが、アメリカやヨーロッパから出てくるものは日本のものと違い、完全にごみである。その辺の見解の違いが大きくあるため、それをどう国際基準にしていくか、非常に難しい問題である。

(榊浜屋)

- ・ 私は前国会議員であり、3年前にリタイアした者であるが、これからの環境問題は1国だけでは難しく、国際的な連携が必要ということで、アメリカの副大統領であったゴア氏らとともに、地球環境国際議員連盟をつくり、日米欧を中心に20年以上活動を続けている。残念ながらリサイクルについては十分な議論を深めておらず、これから連盟のなかで3R分野で活動を行っていききたい。
- ・ 現在の経済や雇用の状況を見ても、中古品をどう生かすか、資源をどう確保するかは



喫緊の課題である。そのなかの1つの分野として、中小の小型家電の回収について重要な役割を果たしている小売や回収業界がある。その方々の応援団として、本日、色々な実態を聞きたいと思い、参加した。本日の素晴らしい議論を踏まえて、選挙が終わったら業界の団体を集め、環境省や経済産業省にも出席いただき、非常に立派な業者もいれば、そうでない業者もいるため、意識を変えていただくような取組もやっていきたい。有難う御座いました。

(吉田座長)

- ・ 小島委員、有難う御座いました。本日のプレゼンテーションと議論から明らかとなった実態を踏まえて、環境省においては引き続きご検討をお願いしたい。

### 3)その他

(環境省より、資料5にもとづいて今後の予定について説明が行われた。)

<質疑応答>

特になし。

(吉田座長)

- ・ 本日は限られた時間のなか、重要な報告と討論があった。本日の議論を踏まえて更に進めていただきたい。たくさんの方々に傍聴いただき、有難う御座います。本日はこれにて閉会とする。

以上

(文中敬称略)